

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成27年9月1日
- 【発行者名】 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
(BlackRock Fund Advisors)
- 【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター
(Managing Director)
ジャック・ジー
(Jack Gee)
- 【本店の所在の場所】 米国、カリフォルニア州94105、サンフランシスコ、ハワード・ストリート
400番
(400 Howard Street, San Francisco, California 94105, the United
States of America)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 濃 川 耕 平
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル
西村あさひ法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 本 柳 祐 介
弁護士 木 野 博 徳
弁護士 三 本 俊 介
- 【連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル
西村あさひ法律事務所
- 【電話番号】 03-5562-8500
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
iシェアーズ 米国小型株ETF(ラッセル2000)
*上記名称は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の名称で
す。
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
2兆円を上限とします。
*上記金額は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の金額で
す。
- 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

本信託	iシェアーズ 米国小型株ETF (ラッセル2000) (iShares Russell 2000 ETF-JDR)
本受益権	本信託の受益権
本ファンド	iシェアーズ ラッセル 2000 ETF(iShares Russell 2000 ETF)
BFA	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)
本トラスト	iシェアーズ・トラスト(iShares Trust)
SEC	米国証券取引委員会(The U.S. Securities and Exchange Commission)
本対象指数	ラッセル2000指数

- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨である米ドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル=121.72円の換算率(2015年8月24日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年9月12日付をもって提出した有価証券届出書の添付書類である上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約書に変更がありました。当該変更に関連して、当該有価証券届出書について、有価証券信託受益証券の分配金及び租税の取扱いに関する記載を変更する必要があるため、本訂正届出書を提出してこれらを訂正するものであります。

2【訂正の内容】

(注) 下線は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

有価証券信託受益証券(JDR)に関する証券情報

分配金

<訂正前>

受託者は、本米国ETF証券について分配金の支払が行われた場合、当該分配金に係る権利確定日(以下に定義します。)を設定し、当該権利確定日現在の受益者(以下本第一部において、本受益権に関する受益証券の受益的持分の所有者を「受益者」といいます。)に対して、受益権1口当たりの信託分配単価(以下に定義します。)を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を分配します。

本書において、

「分配金に係る権利確定日」とは、分配金の給付を受ける権利が与えられる受益者を確定するための日として受託者が設定する日をいい、

「受益権1口当たりの信託分配単価」とは、本米国ETF証券の分配金として入金された外貨を、変換を行う日にコストディアンまたは受託者が指定する為替銀行が適用するレートに従い、受託者が適当と判断する手法により円貨に変換された円貨総額から、(1)上限を1円とし、発行者が受託者に別途通知した金額およびこれに係る消費税等の相当額と(2)変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られる額から(1)の額を除いた残額のうち1円未満の端数(消費税等が含まれるものとします。)の合計額に受益権の総口数を乗じた額を上限とする額を控除した残額を、受益権の総口数で除して算出する額をいいます。

<訂正後>

受託者は、本米国ETF証券について分配金の支払が行われた場合、当該分配金に係る権利確定日(以下に定義します。)を設定し、当該権利確定日現在の受益者(以下本第一部において、本受益権に関する受益証券の受益的持分の所有者を「受益者」といいます。)に対して、米国源泉税率毎の受益権1口当たりの信託分配単価(以下に定義します。)を基準に、適用される米国源泉税率毎に受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、適用される米国源泉税率毎に、国内源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を分配します。

本書において、

「分配金に係る権利確定日」とは、分配金の給付を受ける権利が与えられる受益者を確定するための日として受託者が設定する日をいい、

「受益権1口当たりの信託分配単価」とは、適用される米国源泉税率毎に算出されるものであり、本米国ETF証券の分配金として入金された外貨(特定の米国源泉税率が適用される受益権の口数に対応する分配金から納税すべき米国源泉税を控除した残額)を、変換を行う日にカスタディアンまたは受託者が指定する為替銀行が適用するレートに従い、受託者が適当と判断する手法により円貨に変換した円貨額から、(1)上限を1円とし、発行者が受託者に別途通知した金額およびこれに係る消費税等の相当額と(2)変換された円貨額を当該特定の米国源泉税率が適用される受益権の口数で除して得られる額から(1)の額を除いた残額のうち1円未満の端数(消費税等が含まれるものとします。)の合計額に当該特定の米国源泉税率が適用される受益権の口数を乗じた額を上限とする額を控除した残額を、当該米国源泉税率が適用される受益権の口数で除して算出する額をいいます。

租税の取扱い

<訂正前>

(前略)

- (ホ) 国内居住者が米国で受ける配当に関する課税については、通常日米租税条約において限度税率が定められていますが、この優遇措置を受けるために必要な手続(米国税法上の源泉徴収義務者へのForm W8-BENの提出)が業界内において整備されていないため、受益者は現時点で日米租税条約における限度税率の適用を受けることはできません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (ホ) 国内居住者が米国資産(米国ETF、外国株式等)から生じる分配金や配当金を受領する際に課される米国における現地源泉税については、日米租税条約上の限度税率の適用要件を満たし、米国歳入庁が定める所定の手続を履行すれば、同条約に定める配当課税の限度税率(10%)が適用されます。

日米租税条約上の限度税率の適用にあたって、受託者は、本受益権の受益者に分配金を支払う際に、予め受益者の米国源泉税率情報の提供に関して必要な覚書等を受託者と締結している口座管理機関から、受託者への情報提供につき同意を得ている受益者の米国源泉税率情報を受領し集計します。受託者は、当該集計内容を米国における源泉徴収義務者である米国カスタディアンに指示し、適用要件を満たす受益者に対し日米租税条約に定める配当課税の限度税率が適用されます。

(後略)